

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、自治会が設置する地域防犯カメラに対し、予算の範囲内でさいたま市地域防犯カメラ設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地域が自主的に当該地域における犯罪を防止するために行う活動を支援し、犯罪のない安心で安全なまちづくりを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域防犯カメラ 地域における犯罪の防止を目的として、公道等の公共空間における不特定多数の人の動きを撮影するため、特定の場所に常設する画像記録装置を有する映像機器をいう。
- (2) 自治会 住みよい豊かな地域社会づくりを目的に市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織をいう。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、自治会とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、地域防犯カメラ設置に係る事業とし、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 地域防犯カメラは、自治会が所有すること。
- (2) 地域防犯カメラは、自治会が設置すること。
- (3) 地域防犯カメラの設置について、設置場所を管轄する警察署から助言を受け、かつ、自治会の総会、役員会等の議決等により、地域の合意を得ていること。
- (4) 地域防犯カメラについて、市が別に定める指針に基づき、地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程を策定していること。
- (5) 第8条第1項の規定による助成金の交付決定を行った日の属する会計年度中に地域防犯カメラの設置工事を完了できること。

2 前項の規定にかかわらず、施設の管理を目的とする地域防犯カメラの購入又は設置に係る事業は、助成金の交付の対象としない。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域防犯カメラの購入に要する費用及び設置工事に要する費用
- (2) 地域防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する費用

2 当該地域防犯カメラの機能維持を目的とした保守、修繕及び電気料金等の維持管理に要する費用並びに移設及び撤去に要する費用は、助成金の交付の対象としない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額を超えない額とし、地域防犯カメラ1台につき25万円を限度とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする自治会は、市長が定める期日までに、さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 地域防犯カメラの購入等に要する費用が分かる書類
- (2) 地域防犯カメラの配置予定図
- (3) 自治会会則の写し
- (4) 地域防犯カメラの設置について警察署から助言を受けていることが分かる書類
- (5) 地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることが分かる書類
- (6) 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程
- (7) 収入支出予算書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときはさいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと認めたときはさいたま市地域防犯カメラ設置助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした自治会に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

(事業の変更又は廃止)

第9条 前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた自治会（以下「助成決定自治会」という。）は、助成対象事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をし、又は助成対象事業を廃止しようとするときは、さいたま市地域防犯カメラ設置事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(事業の変更承認等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、さいたま市地域防犯カメラ設置事業変更（廃止）承認等通知書（様式第5号）により、当該申請をした助成決定自治会に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をするときは、必要に応じて助成金の交付決定の内容を変更することができる。ただし、助成金の額を増額する変更をすることはできない。

(実績報告)

第11条 助成決定自治会は、助成対象事業が完了したときは、速やかに、さいたま市地域防犯カメラ設置事業報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防犯カメラの購入等に要した費用が分かる書類
- (2) 地域防犯カメラの配置図
- (3) 地域防犯カメラ設置後の現場の写真
- (4) 収入支出決算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る事業の結果が助成金の交付決定の内容に適合するものと認めたときは、交付する助成金の額を確定し、さいたま市地域防犯カメラ設置助成金確定通知書（様式第7号）により、当該報告をした助成決定自治会に通知するものとする。

(助成金の交付時期等)

第13条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成対象事業が完了した後に交付するものとする。

2 助成決定自治会は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付請求書(様式第8号)に必要な書類を添えて、市長に請求しなければならない。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、助成決定自治会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、助成対象事業に関して助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により決定の全部又は一部を取り消したときは、助成決定自治会に対し、さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付決定取消等通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 助成決定自治会は、助成対象事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、地域防犯カメラを設置した日から5年を経過した場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により、助成決定自治会が市長の承認を得て当該財産を処分したことにより利益が生じたときは、当該利益の全部又は一部に相当する額を納付させるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 助成決定自治会は、助成対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5

年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

自治会名
所在地
代表者氏名
住所
電話番号

年度さいたま市地域防犯カメラ設置助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 助成金の交付申請額 円

2 交付申請額の算定

内 容	金 額
	円
支 出 合 計	(A) 円
支出合計 (A) × 3 / 4 (100円未満切捨て)	(B) 円
助成限度額 1台につき250,000円	(C) 円
交付申請額 (B) 又は (C) のいずれか少ない額	円

3 地域防犯カメラ設置計画

設置目的	
設置予定場所	
設置予定台数	

4 添付書類

- (1) 地域防犯カメラの購入等に要する費用が分かる書類
- (2) 地域防犯カメラの配置予定図
- (3) 自治会会則の写し
- (4) 地域防犯カメラの設置について警察の助言を受けていることが分かる書類
- (5) 地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることが分かる書類
- (6) 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程
- (7) 収入支出予算書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付決定通知書

様

さいたま市長



年 月 日付けで申請のありました 年度さいたま市地域防犯カメラ設置助成金
について、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金不交付決定通知書

様

さいたま市長



年 月 日付けで申請のありました 年度さいたま市地域防犯カメラ設置助成金
について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定事項
助成金については不交付とする。
- 2 理 由

様式第4号（第9条関係）

さいたま市地域防犯カメラ設置事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

自治会名
所在地
代表者氏名
住 所
電話番号

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知を受けました 年度
さいたま市地域防犯カメラ設置事業を変更（廃止）したいので、承認を受けたく、次のとおり
申請します。

1 変更（廃止）する内容

2 変更（廃止）する理由

3 変更申請額 円

（交付決定額 円）

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

さいたま市地域防犯カメラ設置事業変更（廃止）承認等通知書

様

さいたま市長



年 月 日付けで承認申請のありました 年度さいたま市地域防犯カメラ設置事業について、変更（廃止）を承認し、次のとおり決定しましたので通知します。

1 変更（廃止）内容

2 変更後の交付決定額 円

（変更前の交付決定額 円）

様式第6号（第11条関係）

さいたま市地域防犯カメラ設置事業報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

自治会名
所在地
代表者氏名
住所
電話番号

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知を受けました 年度
さいたま市地域防犯カメラ設置助成金の事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 交付決定額 円

2 地域防犯カメラ設置状況

設置場所	
設置台数	
設置年月日	

3 添付書類

- (1) 地域防犯カメラの購入等に要した費用が分かる書類
- (2) 地域防犯カメラの配置図
- (3) 地域防犯カメラ設置後の現場の写真
- (4) 収入支出決算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金確定通知書

様

さいたま市長



年 月 日付けで実績報告のありました 年度さいたま市地域防犯カメラ設置助成金について、次のとおり確定しましたので通知します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第8号（第13条関係）

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

自治会名
所在地
代表者氏名
住所
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった 年度さいたま市地域防犯カメラ設置助成金について、次のとおり請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先金融機関口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店名	本店 支店 営業所
口座番号	普通		
	当座		
口座名義	(フリガナ)		

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付決定取消等通知書

様

さいたま市長



年 月 日付け 第 号で通知した 年度さいたま市地域防犯カメラ設置助成金の交付決定について、次のとおりその全部又は一部の取消しを決定したので通知するとともに、既に助成金を交付している場合は、助成金の返還を命じる。

1 取消しの内容

2 返還命令額等

円（返還期限 年 月 日）

3 取消しの理由